

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成30年7月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「30年改正法」という。）の施行等に伴い、恒久的施設（PE）関連規定の見直し並びに法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要領についての所要の整備等を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1）恒久的施設（PE）関連規定について、国税の改正等を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- （2）付加価値割における所得拡大促進税制の賃上げ及び投資の促進に係る税制への改組に伴い、国税の改正を踏まえ、様式及び記載要領について所要の措置を講ずる。
- （3）その他、30年改正法の施行及び国税の様式改正に伴う所要の措置等を講ずる。

3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。